

会議録

会議の名称	令和5年度 第1回 枚方市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和5年10月24日(火) 開始時刻 午前10時00分 終了時刻 午前11時00分
開催場所	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出席者	会長：久委員、副会長：若井委員 委員：大下委員、西堀委員、堀家委員
欠席者	皆川委員
案件名	(1) 会長及び副会長の互選について (2) 審議会の運営について (3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議 光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事 (1街区)
提出された資料等の名称	[資料1] 大規模小売店舗立地審議会委員名簿 [資料2] 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） [資料3] 光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事(1街区) [資料4] 枚方市及び住民の意見等について [資料5] 隔地駐車場に設置する表示物について [資料6] 伝達事項案 [参考資料1] 枚方市附属機関条例（抜粋） [参考資料2] 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取り扱い要領 [参考資料3] 枚方市情報公開条例（抜粋）
決定事項	・会長に久委員、副会長に若井委員を選任する。 ・会議は公開、会議録は公表とする。 ・審議案件について、「意見無し」の答申を行うことを決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	3人
所管署 (事務局)	観光にぎわい部 商工振興課

審 議 内 容

○事務局

定刻になりましたので枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。本日はお忙しいなか、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。まずはじめに、観光にぎわい部次長の中川より、一言ご挨拶申し上げます。

(中川次長挨拶)

○事務局

本審議会の会長が選任されるまでの間は、会議の進行を事務局にて努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の審議会において、後ほど会議の公開・非公開を決定いただきますが、審議会の会議録の内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきたいと考えておりますので、ご了承ください。

それでは、本日は今年度初めての審議会となるため、委員の皆様を50音順でご紹介いたします。

はじめに、京都大学大学院 工学研究科 准教授 大下 和徹 委員でございます。

次に、大阪工業大学 工学部都市デザイン工学科 特任准教授 西堀 泰英 委員でございます。

次に、近畿大学 総合社会学部 教授 久 隆浩 委員でございます。

次に、北大阪商工会議所 総務部総務課 課長 堀家 歳史 委員でございます。

次に、大阪工業大学 情報科学部 データサイエンス学科 教授 皆川 健多郎 委員でございます。皆川委員は所用のため本日欠席でございます。

次に、モスクワ州国立大学 地理・生態学部 講師 若井 郁次郎 委員でございます。

本日は委員6名中、5名のご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の資料についてでございますが、お手元にご用意しておりますタブレットを用いてご説明させていただきます。また、会場内にはスクリーンも用意しておりますので、資料についてはスクリーンへの投影も行いながらご説明いたします。

本日の資料は、次第に記載のとおり、

資料1 大規模小売店舗立地審議会委員名簿

資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）

資料3 光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（1街区）の届出概要

資料4 枚方市及び住民の意見等について

資料5 隔地駐車場に設置する表示物について

資料6 留意事項案

参考資料1 枚方市附属機関条例（抜粋）

参考資料2 当審議会の傍聴に関する取り扱い要領

参考資料3 枚方市情報公開条例（抜粋）

でございます。

それでは、「案件（1）会長、副会長の選任について」ですが、参考資料1 枚方市附属機関条例（抜粋）をご覧くださいませでしょうか。

会長、副会長につきましては、附属機関条例第4条の規定により、本審議会の委員の皆様方の互選によって定めるものとなっています。

事務局としましては、過去の経過も踏まえつつ、各委員に活発な議論をお願いしたいと考えておまして、会長には、前回会長を担っていただき、枚方市産業振興対策審議会委員等を務めていただいている久委員に、副会長には、前回副会長を担っていただき、久委員と同じく枚方市産業振興対策審議会などの委員を務めていただいている若井委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議無し）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

異議無しという事でございますので、会長は久委員、副会長は若井委員とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします

恐れ入りますが、久会長、若井副会長は、席の移動をお願いします。

（席移動）

それでは早速ではありますが、久会長、若井副会長よりご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○久会長

ただ今、本審議会の会長に選任いただきました久でございます。

本審議会は、大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持についての重要事項に関する調査審議を行い、答申するものでございます。

会議進行にあたりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願ひいたします。

以上、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

○若井副会長

ただ今、本審議会の副会長に選任いただきました若井でございます。

会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございます。それでは、以降は久会長に、審議会の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○久会長

それでは審議会を進めてまいります。「案件（２）審議会の運営について」を議題とします。本件について、事務局より説明をお願いします

○事務局

お手元の資料２「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）」をご覧ください。本規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて、定めたものでございます。第３条の網掛け部分ですが、本市では、原則として、会議は公開するものとしておりますが、（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。

なお、第３条第２項におきまして、会議を非公開とする決定は、審議会においてご決定いただくこととなっております。

事務局としましては、本審議会でご議論いただく内容については、各項いずれにも該当せず、「公開」とすることが適切だと考えております。

次に、会議録の作成について、でございますが、規程の第６条第４項にございますように、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さまの発言内容について、全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。

会議録につきましては、事務局で作成し、第６条のとおり会議終了後、概ね２月以内に作成・公開するものです。

以上でございます。

○久会長

ありがとうございます。

それでは、本件について、事務局より説明のあったとおり、審議会の会議は公開、会議録は会議の終了後、概ね２月以内に作成・公開することとしてよろしいでしょうか。

（異議無し）

異議無しと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。会議の公開は、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものです。本審議会の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局

はい。本日の傍聴希望者は3名です。

○久会長

傍聴希望者の方を、会議室に入室させていただきますようお願いします。

(傍聴者入室)

○久会長

それでは案件の(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議「光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事(1街区)(新設)」について、事務局より説明を求めます。

○事務局

(資料3、4、5、6について説明)

説明は以上です。

○久会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○堀家委員

資料3ですが、地点3の信号無し交差点は踏切ですが、かなり見通しが悪く、通行しにくい交差点です。京阪本線が高架になるのは、いつなのか教えて頂きたいです。それ以外は、ごみや騒音などはクリアしており、住民の意見の対応も対策も立てられており、問題ないと思います。

○事務局

京阪本線の高架が完成するのは、令和11年と聞いています。店舗の北側の東西を走る道も拡幅する予定です。総合的に考え、一定の渋滞は緩和されると想定されます。

○若井副会長

騒音の問題で、E地点の環境基準を超過した結果となっています。これは数値を比べるという意味ではそうですが、実務的に事業者に対して騒音問題が出ると解釈して、事業者が対応できる体制をとることが大事です。例えば、騒音クレームノートを作って、記録をつける。頻繁にクレームが来るようであれば、一定の防音対策が事業者に求められます。廃棄物の問題で、原単位で出しているが、レイアウトをみると、A～Fとして、廃棄物の種類を記載しています。実際には、テナントの廃棄物の特性を考えて、多少融通をきかせ

ていただいています。ごみの種類があるが、紙とプラスチックを近くに配置するなど、入れ替える工夫もすると、分別がやりやすくなります。金属やガラスは少ないと思うので、明示を小さくするとか、お店の特性に応じて、運営する中で考えていただければ、ごみの混在が少なくできると考えます。懸念しているのは、コンビニ等では来店者がごみを捨てる際に分別せずに捨てる方がおられるので、生ごみ等の衛生管理も併せていただきたいです。

隔地駐車場は、計画地の南側になるのですか。市道出口北中振3号線が隔地駐車場の出入口から東側において、道路幅員が狭くなっています。こちらから一般車が出てきます。車が前に進むのが基本で、有効な視認情報がたくさんあれば、衝突事故が少なくなるので、敷地に塀があるなら低くしていただいて、車の接近情報が相互にわかるように工夫していただきたいです。

駐車場では、来客車と混在して黄色い枠の中が点在していますので、どうしても、来客車と契約車のトラブルが出る可能性が大きいです。騒音とあわせて、トラブルに対応できるように、心構えと準備が必要です。

繁忙期が想定できないとあるが、社会的には盆と正月、連休時を想定し、どう対応するか、心構えを持っておいていただきたいです。

○久会長

事務局に確認ですが、駐車場出入口の視認性はいかがですか。

○事務局

現状の視認性については、腰くらいの高さにブロック塀があり、そこから上は、敷地の中側と外外側を見渡せるフェンスとなっています。車が道路を走行している時も、駐車場の中もその先の道も可視であると確認しています。

○久会長

複数の店舗が入っていますが、クレームが出てきた時はどこに届けるのか決まっていますか。決まっていなければ、イメージしておかないと点々と情報が行ってしまい、情報の集約が難しくなります。情報が各テナントでの店員から店長に届いて、集約できる仕組みを作っておくべきです。

○西堀委員

駐車場の入り口の話で、図面2を拝見して、地下道という表記があります。これは、国道をアンダーパスする地下道かと推察しますが、ここを歩行者や自転車が通行するとなれば、駐車場の出入り車両と歩行者や自転車が交錯することになります。なおのこと、視認性の確保や歩行者や自転車への注意も必要だと思います。このあたりの交通状況を教えて頂きたいです。

計画地の区域が北側に出ている形になっていますので、北側道路が拡幅することを考え

ますと、出ている所までが道路の南側の境界で、北側に拡幅されるのかなと想像できますが、店舗の北側は今後どういった形になるのでしょうか。北側に拡幅は京阪本線の高架完成と同じ6年後ということで、その間は現状のままということを考えますと、この土地を安全対策に生かすことも可能性はあるのか教えていただきたいです。

○久会長

全体像を見ることが出来れば、先程のご質問も理解が出来るのではないのでしょうか。資料があればお願いします。

○事務局

地下道に関しては、国道が片側3車線ある道路なので、歩行者と自転車に関しては、地下道を通ります。地下道を通る方の想定としては、国道の西側にある中学校の生徒と、住民です。駅まで向かうために、地下道を利用するので、誘導員や表示物の配置で対策します。

地下道が隣接しているということで、住民も心配されていました。住民のご意見や調整の中で、「止まれ」や「一時停止」の表示、防犯カメラが付くなどの調整をされたとの事です。

○西堀委員

資料5に記載の看板に、一時停止と歩行者のピクトグラムが書いてありますが、見方によっては、歩行者への指示とも見えます。

○事務局

店舗が出来たら、廃棄物のレイアウトなども現地で確認して判断します。看板のデザインについては、住民が特に飛び出しをご心配していたので、このようなデザインになりました。住民にお伝えします。

○久会長

今後、京阪本線の高架が完成すれば、この問題も解消できると思います。

○大下委員

廃棄物収集は1日に4台で、リサイクル資材と可燃性生ごみの廃棄物収集車が来るとのことですが、作業効率的にも、スペースを分けたほうが良いのではないのでしょうか。

もう1点は、隔地駐車場の近くにマンション、生涯学習市民センター、市立図書館があって、近隣住民は、来客側の干渉をかなり気にされていると思います。マンション側の来客が、この駐車場を使用して、混雑することは考えられませんか。

○久会長

私もそれは気になっていて、駅近なので、駅利用の方も長時間使用の危険性はありませんか。今までは契約者が利用していましたが、こういった運営をすると、不特定多数の利用者も出てきます。

○事務局

店舗周辺には、隔地駐車場以外に 10 箇所ほどコインパーキングがあります。マンションを来訪される方も、マンション近隣のコインパーキングを利用していると想定しています。隔地駐車場を設けることにより、不正利用を完全に防ぐのは難しいが、表示物や防犯カメラで未然に防止する対策をしております。

○久会長

防犯カメラは、常時どなたかが監視しているのですか。

○事務局

開発組合で設置されるので、監視されると考えられます。

○久会長

定期的な巡視でチェックするのが一番良いですが、人員配置で難しければ、防犯カメラを利用する手段があります。不正利用を毎時頻繁にチェックできるようなシステムを入れていただくと防止できるのではないのでしょうか。

○事務局

ゲートバーのついていない 24 時間利用可能な駐車場なので、不正利用については、必ず懸念が出てきます。施設管理者の定期的な巡視によって、適正な利用がなされているか確認いただきたいと調整を行いましたが、人員の関係で難しいということで、回答いただいたのが防犯カメラの新設でした。防犯カメラで、どのような形で監視されるのかは、改めて確認します。不正が多ければ、事務局から施設の方による巡視で確認いただくように意見を出します。

○久会長

技術も進んでいるので、費用は高くなりますが、AI でチェックできるシステムもあります。人件費と、そういったシステムとどちらが高いのか、費用面の話も含めていい方向に進めていただきたいと思います。他にいかがですか。

○若井副会長

図面 3、荷捌き施設に入るトラックの軌跡図が記載されています。貨物車の規模は、4 トンだと思いますが、2 台入ると記載があります。時間帯によっては、一般道からバックしたりする必要があるので、時間的に計画的に搬入車両の管理をしていただければ、周辺

の道路への影響が少なく済むのではないかと思います。

図面7、廃棄物保管施設の4つあるAの施設は、ひとつだけ途切れているのは柱の関係ですか。作業がしにくいのではないのでしょうか。レイアウトを考えて頂きたいと思います。

○久会長

おそらく開店前に搬入される自動車と、中学生の登校時間が重なる可能性があります。うまく調整していただいて、搬入時間も注意をしていただきたいです。

○西堀委員

駐輪場は、どこで確保されているのですか。

○事務局

駅前のロータリーが完成すると、マンションと店舗の間に移動します。台数は同じく130台です。

○西堀委員

自転車利用者は、道路を横断して店舗に入っていくのですか。

○事務局

その予定です。

○久会長

他はいかがでしょうか。

(発言無し)

○久会長

それでは、本件についてですが、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は無いものとして、よろしいでしょうか。

(異議無し)

留意事項については、本審議会の留意事項を事務局案に追加する形でよろしいでしょうか。

(異議無し)

本日の留意事項については、私と事務局で整理をさせていただき、反映できているか、委員の皆さんに確認させていただきます。

○久会長

それでは、本日の案件は以上となります。委員の皆様には、長時間にわたり本審議会の円滑な運営にご協力をくださり、ありがとうございました。最後に事務局より事務連絡等があればお願いします。

○事務局

本日は、お忙しい中、ご審議をいただきありがとうございました。

最後に事務局より、本市における大規模小売店舗の届出書の提出状況についてご報告申し上げます。

本年6月16日に、株式会社コスモス薬品から、ドラッグコスモス山之上北町店の新設の届出があり、現在縦覧中です。また、本年6月28日にもドラッグコスモス菊丘店の新設の届出があり、こちらも現在縦覧中です。

両届出につきましては令和6年1月12日午前10時から、審議会の開催を予定しておりますので、ご出席よろしくお願ひ致します。

ご報告に関しては以上でございます。

○久会長

今の説明について何かご意見やご質問等ございますか。

(無し)

○久会長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和5年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

以上